

### 第3章 制度改革と国営企業の生産性変化

社会主義の優位性を実証し、かつ社会主義体制を強固にするために、これまでベトナムの国営セクターは、常に主要な役割を担わされてきた。現在でも、GDPに占める国営セクターの割合は1995年で42.2%、その内でも特に国営企業セクターの比率は、1994年でGDPの28%、工業総生産額の66.1%となっており、国民経済に占めるウェイトは依然大きい。OECD(1994)、及びCarolyn L. Gates(1996)の調査に基づく分析では、国営企業セクターは他セクターと比較して、生産性の面で優位であることを明らかにしている。今後もこのセクターは、ベトナムの工業化、近代化の要として中心的役割が期待されている。

改革前の国営企業は、何ら決定権を持たず、政府の指令を受けて生産するだけの単なる“工場”(注1)であった。しかし、1986年よりドイモイ(刷新)がスタートして、計画経済に市場メカニズムを導入しようとする経済制度の転換が計られ、国営企業では自主権の拡大を主な内容とする改革が進められてきた。国営企業に対して、合理的な経営や生産を行う組織体へと脱皮することを求めたのである。国有制を維持したままのあくまでも部分的で限定的な分権化であるが、実際に国営企業の制度的フレームワークは大きく変化したと思われる。その変化に対して国営企業はどのような反応を示したのであるか。果たして効率性を改善させるに至っているのかどうか。これを分析するのが本章の目的である。これまで、ベトナムにおける国営企業の改革とその生産性に関する定量的な形での分析は行われてこなかった。それは、データ上の制約が大きな障害になっていたからである。筆者は、産業を繊維産業に特定化し、この産業に属する全国の中央政府直轄の国営企業全26社を対象にして、1990年から94年までの5か年間の企業別データを、1995年に現地でのアンケート方式による調査で収集した。本章では、このデータに基づいて、国営企業の総要素生産性に影響を与えたと思われる4つの主要な制度改革、①資金の自己調達制度、②利潤の内部留保制度、③奨励給制度、④短期の契約雇用制度、を取り上げ、生産関数の枠組みの中で分析するこ

とを試みた(注2)。

以下第2節では、調査の対象となった繊維産業とその国営企業26社の改革後の経済パフォーマンスの変化を捉える。第3節では、主要な4つの制度を取り上げ、改革により国営企業の制度的フレームワークが大きく変化してきたことを確認する。第4節では、1990年から1994年までの5カ年間のクロスセクション・データに基づき、一次同次の生産関数を利用して総要素生産性を計測し、4つの制度改革が国営企業の総要素生産性を決定づける要因となっているかどうかを検証する。最後に、第5節で結論を述べる。

## 1 ベトナムの繊維産業と国営企業の経済パフォーマンス

### (1) ベトナムの繊維産業

本稿では、分析をより精緻化するために、分析の対象として技術的に同一な産業を選ぶこととし、繊維産業に特定化した(注3)。ベトナムの繊維産業は、1896年に建設された紡績工場(注4)から始まる最も歴史の古い産業である。インドシナ戦争中は、旧ソ連・東欧、中国から技術や原料、機械、部品等の投入財の支援、供給があり、それに対してベトナムは最終財を輸出するバーター貿易を行ってきた。輸出後の残余が国内市場に廻されたが、その内特に布地は、9品目ある基本的な生活物資の一つ(他に米、豚肉、魚、魚醬、砂糖、調味料、石鹼、燃料)として価格が固定されて、消費者への供給は配給切符で行われた。

このように、繊維産業は長年にわたり政府の管理統制を受けて、旧経済システムの古い体質を色濃く持ち続けてきた。1990年以降は、旧ソ連・東欧の崩壊と同時に、これらの地域からの物資の供給やベトナム製品の輸出市場が消失したことによって、バーター貿易を存立の基盤としてきた繊維産業はこれまでにない大きな打撃を受けたのである。従って、ベトナムの繊維産業は、改革の下での伝統的な社会主義経済システムからの脱却と同時に大きく変化した外的環境に適応することが強く問われてきており、自らをどう変革させてきたのかを探るには適した産業であると言える。

1986年にドイモイがスタートしてから、繊維産業は次の様な発展の推移を見せた。表1は、テキスタイル製品(ファイバーとファブリック)の生産量、実質総生産額、

表1 繊維産業の成長パターン  
(対前年度平均増加率)

	1986-90	1990-94	1986-94
ファブリック生産量	-0.03	-0.07	-0.05
ファイバー生産量	0.03	-0.03	-0.004
実質総生産額	0.02	0.05	0.04
労働者数	-0.08	-0.14	-0.09
実質労働生産性	0.14	0.21	0.16

(注)実質総生産額は、1986-90年を1982年価格で、  
1990-94年を1989年価格で評価した。

(資料)Nien Giam Thong Ke 1990,1991,1995. Kinh Te Viet Nam 1996.

労働者数、そして実質労働生産性の対前年度伸率の1986-90年、1990-94年、そして1986-94年全期間にわたるそれぞれの平均値を示している。これによるとファブリックとファイバーの生産量は改革後減少したものの、実質総生産額（注5）の伸率は年々上昇してきている。これは、改革前は低付加価値製品の大量生産を行ってきたものが、改革後はある程度の付加価値を持たせた多品種少量生産の体制に構造変化したことによるものであると推測できるかもしれない（注6）。労働者数の増加率の平均値は、1986-90年と1990-94年の各期それぞれ-0.08、-0.14と減少している。一人当たりの実質総生産額で測った労働生産性は、1986-90年の0.14から1990-94年の0.21へと上昇した。

表2では、セクター別の総生産額、企業数、労働者数の比率を示した。ここから、全工業部門の総生産額に占める国営企業セクターのシェアは、1989年の66.4%から1994年には72.4%に増加していることが分かる（注7）。集団企業セクターの比率が減り、その分私営と個人の非国営企業セクターが伸びてきた。繊維産業で見ると、

国営企業セクターの比率は、1989年67.1%から1994年には61.1%と6%減少し、代わりに非国営企業セクターの占めるシェアが工業部門全体でのそれよりも大きい。国営企業セクターは、中央政府直轄と地方政府が管理する企業に分類されるが、一般的に地方企業の方が、技術レベルが低位で小規模である。繊維産業の場合、その格差はより顕著で、中央企業の労働者数（53.8%、1992年）と総生産額（72.2%、1994年）は、全ての工業諸部門のそれぞれの比率よりも大きく、また増加傾向にある。

表2 セクター別総生産額、企業数、労働者数比率

	(%)					
	総生産額		企業数		労働者数	
	1989	1994	1989	1994	1989	1992
国営企業						
全工業	66.4	72.4	0.8	0.4	30.9	32.5
繊維	67.1	61.1	0.4	0.1	28.0	40.5
中央企業	76.3	77.7	26.3	27.0	62.0	63.1 *
地方企業	23.7	22.3	73.7	73.0	38.0	36.9 *
集団企業						
全工業	11.9	1.1	6.1	0.3	31.1	10.1
繊維	16.3	3.4	7.2	0.2	59.3	14.4
私企業						
全工業	1.0	5.1	0.3	1.0	0.8	2.3
繊維	0.3	7.1	0.1	0.1	0.4	3.2
個人企業						
全工業	20.7	21.4	92.7	98.3	37.2	55.0
繊維	16.3	28.4	92.2	99.6	21.0	41.9

(注) \* は1991年。

(資料) Nien Giam Thong Ke 1994, 1995. So Lieu Cong Nghiep Viet Nam 1994.

## (2) 繊維産業国営企業の生産性

1995年の9月より約2ヶ月間、ベトナム繊維産業の中央政府直轄国営企業を対象にアンケート調査を行った。調査時に現存していた中央政府直轄国営企業総数は26社で、この全社より1990年から1994年までの5カ年の企業データを収集した。(26社中1社は1993年に建設されているので、1990、1991、1992年のデータは25社より収集された。)被調査企業となった26社は、前軽工業省に所属し、企業合同旧TEXTIMEX(注8)のメンバー企業である。平均設立年は1968年で、26社中21社が南北統一前に建設されている。建設当時北部の企業では主に50、60年代の中国、旧ソ連、旧チェコスロバキア、旧東ドイツ製の機械設備が、中部と南部では60、70年代の米国、日本、西ドイツ、フランス、イタリア製が導入された。統一後から1990年までは、南北を問わず技術、設備のほとんどが旧ソ連を中心とする旧共産圏からのものである。1993年時点では全ての国営企業の稼働設備の約29%が1975年以前のものである(注9)。紡錘、織機に限って言えば、90年以降設備更新できた企業は26社中5~6社にすぎない(注10)。現状では更新投資は困難であり、従って技術レベルは低いものと考えられる。

表3は、被調査企業の平均労働者数、平均実質付加価値額、そして平均実質固定資本額を示している(注11)。繊維産業は、本来ファイバーとファブリックの生産部門であるが、特に1990年以降は政府の指示もありアパレル部門を増設する企業がでてきた。この表では、従来通りのファイバーとファブリック専門の企業は、1990年の12社から1994年には8社に減少し、逆にアパレル生産も行う企業の数は、1990年13社から1993年ホーチミン市に新設されたアパレル企業1社を含めて合計18社となっている。この中には不定期に少量のみ内職として扱うアパレル生産は考慮されていない。川下部門のアパレルには、外国企業が入り易く、委託生産が多く見受けられるところから、何らかの技術移転や経営革新にともなう生産性格差が存在すると思われ、これを検討するために、企業を分類することとし、ファイバーとファブリックの川上、川中部門の企業グループをA型企業、それに加えてアパレル生産も行う企業をB型企業とする。繊維産業国営企業全体の平均規模はおよそ2500人と大きい。特にB型企業は3000人規模の超大型企業になる(注12)。平均実質付加価値額は5年間で9倍、平均実質固定資本額は3倍増加した。

表3 調査企業の平均労働者数、平均実質付加価値額、  
平均実質固定資本額

		1990	1994
企業数	全企業	25	26
	A型企业	12	8
	B型企业	13	18
平均労働者数(人)	全企業	2541	2468
	A型企业	1259	983
	B型企业	3724	3129
平均実質付加価値額(MiD)	全企業	23374.7	228084.5
	A型企业	14538.9	109996.3
	B型企业	29732.7	275320.2
平均実質固定資本額(MiD)	全企業	49206.9	180084.2
	A型企业	32330.8	108464.8
	B型企业	64784.9	211915.1

(資料)調査データ

表4に、それら実質付加価値額、実質固定資本額、労働者数の対前年度伸率、そして総要素生産性を示した。実質付加価値額に関しては、1991-92年、1992-93年の増加が目立ち、1990-94年平均で、1.834上昇した。資本や労働に関しては、平均でそれぞれ1.063、0.003であり、総要素生産性は1.247となっていることから、実質付加価値額の増加に総要素生産性が最大の貢献をしていることが理解できる。A型の企業の場合、実質付加価値額の伸率は2.202とB型企業の1.731よりも大きく、総要素生産性増加(注13)貢献度が最も高い。それに対しB型企業は、予想に反して、一般には技術進歩として定義されるところの総要素生産性よりも実質固定資本額の増加の役割の方が大きいことがわかった。

表 4 実質付加価値額、実質固定資本額、労働者数、総要素生産性の変化

	伸率				(平均)
	1990-91	1991-92	1992-93	1993-94	1990-94
実質付加価値額	-0.013	4.504	3.688	-0.528	1.834
A型	-0.098	4.636	4.783	-0.512	2.202
B型	0.065	4.384	3.014	-0.539	1.731
実質固定資本額	-0.243	2.861	2.231	-0.597	1.063
A型	-0.115	1.293	2.33	-0.669	0.71
B型	-0.302	3.776	2.203	-0.576	1.275
労働者数	-0.029	-0.008	0.025	0.024	0.003
A型	-0.004	-0.299	0.245	-0.402	-0.115
B型	-0.038	0.086	-0.021	0.137	0.041
総要素生産性	0.028	2.919	2.267	-0.227	1.247
A型	-0.009	3.158	3.44	-0.237	1.588
B型	0.062	2.702	1.546	-0.219	1.023

(注)総要素生産性は本章第3節(3)式を用いて算出した。

A型は、A型企业。

B型は、B型企业。

(資料)調査データ。

## 2 制度改革

### (1) 資金の自己調達制度

国営企業の投資、及び流動資金は、従来国家財政から無償給付されていた。追加的、あるいは臨時的な資金については、国家銀行からの有償貸付けが行われることもあったが、その役割は補助的であったと考えてよい。リスク負担のない無償の資金給付制度の下では、ソフトな予算制約(注14)が深刻化し、資金の使用効率が低下する。資金不足も慢性化していった。

財務自主権の付与を主な目的の一つとして公布された1981年の政治局決議25号は、計画を上回るか、あるいは計画外の生産部分に対してのみ内部留保や銀行借入れによる流動資金の自己調達を認めた。しかし、この時点ではまだ、銀行融資も含め、必要

表5  
資金の調達内訳

	(%)				
	1990	1991	1992	1993	1994
国庫配分	67.3	63.7	52	36.2	33.5
A型	67.6	71	62.4	52.1	49.4
B型	67.2	59.6	49.2	32.7	30.6
国内貸付	6.7	8.7	19.4	36.4	27.3
A型	5.4	6	9.3	20.5	23.7
B型	7.4	10.3	22.1	39.9	28
自己資金	26	26.5	23.1	18.6	17.6
A型	27	23	24.2	23.7	21.5
B型	25.5	28.5	22.8	17.5	16.9
外資	0	1.1	5.5	8.8	21.6
A型	0	0	4.2	3.8	5.5
B型	0	1.7	5.8	9.9	24.5

(資料)調査データ

(注)A型=A型企业

B型=B型企业

資金は政府指令に基づく供給が基本であったため、部分的な補充策にすぎない。1987年の閣僚会議決定217号になると、固定資本は従来通りであるが、流動資本の不足分のみを内部留保、国内銀行借入れ、企業間債務、公的債務、または外資等で補うことが企業長の権限として認められた。そして1991年政治局決議378号では、同年の閣僚会議決定388号に基づいて認定された国営企業に対してのみ、政府が査定した流動資本計画の総額の30%を超えない範囲で財政資金が給付されるが、残りは企業の自己調達に委ねられることが決定された。小規模な固定資本投資などは、減価償却費の全て、または一部分を更新基金とするなどして(注15)、企業自らが調達することができるようになった。

表5は、調査の対象となった国営企業の使用資金総額の拠出先内訳を割合で示している。国庫からの投資資金としての予算内資金と、海外からの対越援助の予算外資金は、直接または間接的(企業統合体である総公司の核心企業などを通して)に無償供



与、低利融資、投入財補助等の形態で各企業に配分される。国内貸付けは、企業による国家銀行や、商業銀行からの各種借入れを指す。自己資金には、留保利潤、減価償却費の他、企業によっては従業員と、その家族がもちよった個人的資金や労働組合員の組合費が充てられることもある（注16）。外資は借款や直接投資を指す。この表によると、国庫からの資金配分比率は、1990年に67.3%、91年63.7%、92年52.0%、93年36.2%、94年33.5%、と年々減少してきている。現在では、国庫からの資金給付は以前程重要な位置を占めなくなってきた。国内貸付けの割合は、1990年の6.7%から増加傾向にあり、93年には36.4%に達し、94年は27.3%である。自己資金の比率は、1992年以降減少している。反対に、外資は1994年に極端に増えた。A型企业は国庫からの資金の配分比率が依然高く、1994年においても使用資金総額の約半分をこれに依存している。自己資金の割合も比較的多い。B型企业の場合は国内貸付けと外資中心の金融構造に変化してきていることがわかる。

## (2) 利潤の内部留保制度

企業の全ての利潤が財政に上納されて、利潤分配、資金運用の権限が国家に集中していた計画経済システムの下では、企業に利潤概念や利子マインドは存在しなかった。従って、当時の社会主義価値観に基づく企業では、資本の効率的活用を促すような誘引構造はなかったというべきであろう。しかし、資金の自己調達的重要度が増すようになってくると共に、その原資となるべき資金を確保する為に利潤の内部留保が必要とされるようになった。企業の財務自主権の拡大を目的とする政治局決定25号（1981年）では（注17）、資金の自己調達とともに利潤の内部留保が次の様に認められた。生産計画を上廻った場合は、その総利潤の60~80%の内部留保と、生産額の10%はボーナスへの配分を、計画外の生産に対しては85%の内部留保が許可された。しかし、当時はコストや利潤の概念が明らかになっておらず、それらを算出し、支出する方法に関する細目が存在しないため、留保利潤は企業によっては帳簿上の形式的なものか、あるいは個々の企業独自のやり方で扱われていた形跡が濃い。いずれにしろまだ必要資金の無償給付が基本的システムであったことから、改革後の今日における程利潤の内部留保の企業経営への意義は認め難い。閣僚会議決定217号から、留保利潤は総収入からコスト、国庫への上納金（後に法人税）、計画外資金の借入れ利息、そして計画を達成できなかった時の罰金を引いた残余として算出されることになる。

表6 収入分配構造

	(%)				
	1990	1991	1992	1993	1994
租税公課	39.1	37.3	33.7	27.3	26.2
A型企业	47	41	40.4	29.1	34.5
B型企业	36	35.8	32.2	26.8	24.9
人件費	39.1	40.5	43.1	42.4	43.1
A型企业	29	35.7	37.3	46.4	34.6
B型企业	43	42.5	44.4	41.5	44.6
金融費用	18.4(2.6)	17.9(4.7)	17.8(8.0)	26.7(17.1)	27.1(17.2)
A型企业	20.6(2.9)	19.3(4.3)	16.7(5.8)	18.1(15.5)	25.1(13.1)
B型企业	17.5(2.5)	17.3(7.7)	18.1(8.5)	28.9(12.7)	27.4(14.6)
留保利潤	3.4	4.3	5.4	3.6	3.5
A型企业	3.4	3.9	5.6	6.4	5.8
B型企业	3.5	4.5	5.3	2.8	3.2

(注) ( )内の数字は支払利息の割合。

(資料)調査データ。

表7 留保利潤の分配構造

	(%)				
	1990	1991	1992	1993	1994
生産発展基金	35.1	46.2	52	46.1	45.9
奨励基金	38.4	30.9	25.4	30.3	31.5
福利厚生基金	26.5	22.9	22.7	23.6	22.7

(資料)調査データ。

製造原価は、材料や労務費等の直接的生産費用、政府が査定した計画資金の借入金の支払利息、そして政府規定の諸経費を加算して求めるべく、定義が明確化された。これにより留保利潤を合法的に算出し、また支出できるようになった。ただし留保利潤の配分は、生産発展基金として35%、残りは奨励と福利基金に回すことが相変わらず義務づけられた(注18)。

表6は、1990年から1994年間の租税公課、人件費、金融費用、留保利潤それぞれ

の付加価値額に占める比率である。租税公課には税金以外に上納分としての減価償却費の50%を含む（注19）。租税公課の比率は1990年の39.1%から1994年には26.2%にまで減少している。一般的に、財政収入総額に占める国営企業からの収入比率は低下している。これは国庫からの資金配分の削減にともない配分相応の企業の貢献上納分が減少したこと、また徴税制度が十分に浸透、機能していないこと等が原因と考えられる。人件費は通常ボーナスと福利厚生費を含んでおらず、これらは留保利潤から支出され、5カ年平均で約2.2%がボーナスと福利厚生費として充当される。これらを含む総人件費の比率は1990年41.3%、1991年42.8%、1992年45.6%、1993年44.4%、1994年45.3%であった。金融費用は、支払利息と減価償却費の50%の国庫納入分を含む。この内支払利息だけをとってみると国内借入れや外資導入の増加にともなって、1990年の2.6%から1994年には17.2%と目立って上昇してきた。留保利潤比率は5カ年平均で4.0%とかなり低いが、そこから分配される生産発展基金の割合が1992年以降は45%以上と増えている（表7参照）。A型企业は国庫からの資金配分が多いため、租税公課の割合が高く、同時に金融費用がB型企业よりも低いし、留保利潤も相対的に多い。B型企业は、租税公課が低い分、金融費用の割合が高く、また人件費の比率も大きくなっている。

### (3) 奨励給制度

ドイモイ以前の賃金制度は、あくまでも平等主義に基づいており、政府の賃金ガイドラインに沿って、通常は勤務日数が規定を満たせば賃金が保障されるものであった。企業によってはボーナスが支給されることもあり、それも同様の支給方法がとられていた。作業レベルの異なる産業間、あるいは職務間格差は、賃金に占める現物支給の量と貨幣支払の割合を変えることにより調整されていた（レベルが高ければ貨幣による支給割合が多くなる。通常は全体の1/4が貨幣による支給）。1981年の政治局決議25号で請負給制度が認められるようになったが、労働者間の賃金格差はほとんど存在しなかったと考えてよいであろう。何故ならば、当時はまだ賃金指標に沿った支給が行われており、競争否定のイデオロギーが強く、企業間のみならず企業内での賃金格差は認め難い環境にあったからである。

しかし、閣僚会議決定217号から現物による賃金支給が廃止された。そして政府は最低賃金のみを決定して、上限は設けないこととし、奨励給による賃金制度の実験を

表8 奨励給比率

	(%)				
	1990	1991	1992	1993	1994
奨励給比率	28.7	13.8	11.2	15	12.2
A型企業	22.4	9.6	16.8	20	16.5
B型企業	34.5	18.3	7.5	11.6	9.7

(資料)調査データ。

「3-8 繊維企業」を含む4社で行うことを決定した。ただし産業間、企業間の大きな賃金格差は規制の対象とされた。1990年の政治局決議317号で生産性を超えた労働者への所得配分は禁止されたが、能力給をベースにした賃金制度へ移行し、賃金決定自主権が企業側に付与されることとなった。ただしボーナスは、賃金の6ヶ月分を上限とし、最低賃金、賃金指数、賃金総額、手当て/補助金に関する賃金ガイドラインは政府より提示される。各企業のボーナスや賃金は、このガイドラインの範囲内で管理上層部が決定するが、それは労働組合によって了承される必要がある。

表8は、総賃金額に占めるボーナス及び能力給部分を合計した奨励給の比率である。この比率は1990年の28.7%から1994年12.2%へ減少し、5ヶ年平均で16.2%となっている。1992年以降A型企業の割合はB型企業のそれよりも多い。

#### (4)短期の契約雇用制度

改革前は当然のことながら労働の商品化は禁じられており、雇用の安定や保障は労働者にとって無条件に保障された権利であった。また、労働者に手厚い福祉サービスを提供して、生活全般にわたり保護する責任を社会は負っていた。利潤追求動機をもち、より労働生産性を高める必要のないあたかも工場のごとき企業においては、雇用に関する規制や制度はかなりの部分あいまいであったはずである。雇用の決定権は所属省、労働省、国家計画委員会が有しており、採用は終身雇用が前提であった。

閣僚会議決定217号により、労働者の採用や解雇の権限が企業長に与えられることとなるが、勿論これは労働組合と協議する必要があった。同時に、それまでの終身雇用

に加え、半年から3年の期限付きの雇用、一時雇用、そして嘱託等の短期契約による雇用制度が登場し、雇用の保障に身をゆだねてきた労働者にもリスクの負担が求められるようになった（注20）。ベトナムの場合、外部市場に非自発的失業が多数存在するのであるから、労働者には解雇されることのコストが大きい。解雇が可能であれば、短期契約が解雇の可能性を示唆することで、また短期契約と終身雇用間に何らかの差別的労働条件が存在するならば、当然労働者のインセンティブを引き出すことが出来るはずである。

表9では、総労働者数に占める短期の契約雇用の割合と帰休者数を示した。短期の契約雇用者は年々増加しており、特に3000人規模の雇用者を抱えるB型企业では1993年より大幅に増えた。帰休者は1991年よりそのほとんどがB型企业に属していて、1994年度は雇用者数全体の1.3%を占めている。

表9 雇用構造

	1990	1991	1992	1993	1994
短期契約者比率	6.6	7.1	10.4	23.2	27.0
A型企业	8.9	8.1	6.6	19.9	11.3
B型企业	5.9	6.7	11.2	24.1	29.2
帰休者数(人)	0	1230	2078	3268	853
A型企业	0	0	78	0	0
B型企业	0	1230	2000	3268	853

(資料)調査データ

### 3 総要素生産性 (TFP) の決定要因分析

#### (1) 計測方法

ここではまず一次同次の生産関数を決め、そのパラメターの推定値から一般的に技術進歩として見なされるところの総要素生産性 (Total Factor Productivity) を定量化することから始める。生産関数は、以下のようになる。

$$V_{it} = AL_{it}^{\alpha} K_{it}^{1-\alpha} \quad (1)$$

となる。ただし、 $V$ は実質付加価値額、 $L$ は労働者数、 $K$ は実質固定資本額、 $A$ は技術水準を示す指標で、 $A = A^0 \cdot e^{mt}$  ( $m$ は技術進歩率)、 $\alpha$ と $1-\alpha$ はそれぞれ労働と資本の分配パラメターである。 $t$ は $t$ 年、 $i$ は $i$ 番目の企業をさすが、以下では、表記の簡略化のため $t$ と $i$ を省略する。(1)から成長率式として、

$$\frac{\Delta V}{V} = \frac{\Delta A}{A} + \alpha \frac{\Delta L}{L} + (1-\alpha) \frac{\Delta K}{K} \quad (2)$$

が求められる。ここで、年々の実質付加価値額の伸び率のうち、生産要素の増大によって説明しうる分を控除した残りである $A$ の成長率を $V$ 、 $L$ 、 $K$ そして $\alpha$ の各年の時系列データを用いて求めると、

$$\frac{\Delta A}{A} = \frac{\Delta V}{V} - \alpha \frac{\Delta L}{L} - (1-\alpha) \frac{\Delta K}{K} \quad (3)$$

となる。

残差として計測されるこの $\Delta A/A$ の内容は、ソロー (Solow) により技術進歩として定義されるものであるが、生産要素の量的変化以外で生産の変化に作用する全ての未知なる要因が含まれている。例えば、投入財の質的向上を旨とするインセンティブの導入や労働誘因を高める制度等の効果も大きく反映しているものと考えられる。ここでは、Jefferson (1990) や Cheung et al. (1993) のモデルにならい、 $\Delta A/A$ を説明する未知の要因として、①資本や労働の質的向上を促すための諸制度と②企業間の技術の格差を考慮することとし、これらによって総要素生産性を説明することにする。

Regimeは、資本や労働の質的向上をはかる為に実施されてきた制度改革を示す代理変数として、資金の自己調達比率、純利潤の内部留保比率、奨励給比率、そして短期の契約雇用者比率を用いることにした。これらの変数はいずれも生産性の向上に影響

を及ぼしたことが仮定されて、正の係数が期待される。Techは企業間の技術の格差として、新しい設備が多ければ多いほど生産性が高いというヴィンテージ効果を示す変数として、企業設立年を代理変数として採用している。同様にTypeでは、企業が生産する製品の構成の違いを示すダミー変数により、従来のテキスタイルだけに特化する企業とそれに加えてアパレル生産も行う企業との間に技術差に起因する生産性格差があるかどうかを見ることにした。この係数が正の有意な値であれば、アパレル生産部門も抱える企業の方が効率性が高いことが実証できる。また、年次ダミーを説明変数に入れて、年ごとの変動を処理した。νは確立変数である。以上から総要素生産性は次の両対数線形の関数

$$\ln \frac{\Delta A}{A} = \ln \left( \sum_{j=1}^m C^j \cdot \text{Re } jime^j + d_0 \cdot \text{Tech} + d_1 \cdot \text{Type} + d_2 \cdot \text{Time} \right) + \nu \quad (4)$$

として定式化し、諸制度改革と技術格差によって説明しようとするものである。

## (2) 計測結果

ベトナム繊維産業の中央政府直轄国营企業26社の1990年から1994年までのクロスセクション・データを(5)式にあてはめて計測した。まず、最初は1990年から1994年の5カ年間のデータをプーリングして推計した。また、1990年と91年の期間、1993-94年の期間についてそれぞれ計測して、時間の経過による係数の変化をも検証してみた。分析に用いたデータの定義は以下の通りである。

総要素生産性：該当年のデータを(3)式にあてはめて算出した。

資金自己調達比率：企業が自ら調達した資金額（国内貸付、自己資金、外資の合計額）の使用総資金額に占める比率の変化。

純利潤留保比率：内部留保が可能な純利潤額の総付加価値額に占める比率の変化。

奨励給比率：総賃金額に占める能力給とボーナスの合計額の比率の変化。

短期契約雇用者比率：総労働者数に占める短期雇用契約を結んだ労働者数の比率の変化。

A/B型企业ダミー：ファイバーとファブリック、またはそのいずれかを生産する  
A型企业=0、ファイバーとファブリック、またはそのいずれか

に加えてアパレル製品の生産も行うB型企業=1とした。

設立年： 設立年を対数変換した値。

年次ダミー： 90-91年を基準年として、91-92年、92-93年、93-94年ダミー。

普通最小自乗法で行った計測の結果は表10の通りである(注21)(注22)。まず、最初に、資金の自己調達比率については、1990-94年の5ヵ年を通して見た場合の係数値が0.687で、10%水準で有意となっている。同時期の純利潤の留保比率も、0.004で10%水準で同じく有意な結果が得られている。1990-91年と1993-94年の係数値は、共にいずれも有意ではなかった。この5年間に資金の調達、利潤の活用や分配に関する裁量権が企業側にも与えられたために、経営インセンティブが高まって、資本の効率的利用が進んだものと思われる。その結果、生産性向上に結びついたのであろう。

ボーナスと賃金の能力給部分からなる奨励給比率に関しては、1990-91年の、及び1993-94年の間の係数値は、共に有意ではなかった。1990-94年全体では、1.091で1%水準で有意な結果が得られている。この期間企業は、賃金支給方法に関する自主権を得たことで、悪平等の賃金制度に決別して労働者の金銭的インセンティブを高めるために試行錯誤を繰り返し、そして新たな制度の導入が行われた結果、生産性が高まったものと考えることが理解できる。

従来 of 終身雇用制度からの脱皮により固定的な生産要素使用にフレキシビリティが増して、要素の代替効果も高まり、資源配分の効率性が改善されるため、短期の契約雇用制度の変数には正の係数値が期待された。しかしどの期間においても統計的に有意な結果は得られていない。考えられる理由は、終身雇用制度と新たな制度との間に本質的な差が存在していないということである。短期の契約雇用者と終身雇用者の間に労働条件や待遇面での差別的格差をもうけることは、「労働法」で認められておらず(注23)、また解雇により失業者を放出することは社会的混乱を招くだけでなく、「社会的公正」を重視する現体制下では、認め難いこととなっている(注24)。このような社会的制約をもつ短期の契約雇用制度は期待されるインセンティブ効果を阻害していると思われ、生産性に対するポジティブな影響力を持つに至っていないと推論できる。



表 1 0 普通最小自乗法による総要素生産性の説明式の推定結果

	1990-91	1993-94	1990-94
定数項	-0.747 (-1.181)	-0.26 (-0.758)	1.918 (1.075)
資金自己調達比率	0.212 (0.772)	0.158 (0.725)	0.887 * (1.302)
純利潤留保比率	0.002 (0.281)	0.0002 (0.355)	0.004 * (1.293)
奨励給比率	-0.194 (-1.009)	0.134 (1.186)	1.091 *** (4.404)
短期契約雇用者比率	0.79 (0.967)	0.0007 (0.057)	0.177 (0.818)
A/B型企業ダミー	0.003 (0.181)	-0.143 ** (-1.467)	-0.487 (0.983)
設立年	0.001 (1.026)	0.0002 (0.345)	-0.002 (-0.853)
91-92年ダミー			2.438 *** (3.510)
92-93年ダミー			1.38 ** (1.932)
93-94年ダミー			-0.481 (-0.676)
R <sup>2</sup>	0.226	0.433	0.466
標準誤差	0.389	0.179	2.096
サンプル数	21	18	80

(注) \* 10%水準で有意

\*\* 5%水準で有意

\*\*\* 1%水準で有意

(資料) 調査データ

A/B型企業ダミーは、外国企業の参入が少ないA型企業と比較して外国企業の委託生産を行う企業の多いB型グループは技術面で優位性が高いと推測されることから正の値が期待される。しかし、1990-94年は-0.487、1993-94年は-0.143と共にマイナスで、後者の値は5%水準で有意となり、B型企業の優位性は否定された。この理由の一つは、アパレル部門は、労働集約的であるという技術的特徴から、この部門の企業内で占める割合が大きい程利潤率は低いということが考えられる。そして外国企業の参入によって期待される技術的波及効果も部分的で限定されたものであることが予想される。第2に、B型企業は平均労働者数3000人強で、中には帰休者も抱えているところもあり、ベトナムでは超大型の部類に属する。実質固定資本額の増加率もA型企業より大きい。伝統的な社会主義型企業（注25）は、大きければ大きい程、多くの特権が得られるという大規模志向が根強いし、また一般的に分業度が低く、川上から川下までの一貫生産体制が好まれることから、B型企業は投資拡張的でもある。A型企業と比較して効率性が低いという結果になったB型企業も、こうした伝統的な外延的拡大志向を残存させていると思われる（注26）。

企業設立年は、ここでは技術格差を示す変数として用いた。1990-91年と1993-94年はプラスの低い値で、しかも1990-94年の係数値はマイナスであった。いずれも統計的に有意ではない。ベトナムの国営企業には、1990年までは主に中国、旧ソ連、東欧から時代遅れで低レベルの技術設備の導入が行われてきた。更新投資の困難な現状にあっては、設立年度が新しければ新しい程時代遅れの設備を抱えて逆に技術面では劣位となっているものと考えられる。

最後に、年次ダミーは1991-92年と1992-93年の値がいずれも高く、しかも1%水準で有意であった。繊維産業全体としては、このような顕著な生産性の向上が、この両年次に見られることから、改革の成果が1991-93年の期間に集中的に現れたことが確認できる。改革の進展に併せて新規投資による新技術を体化した資本の増加も影響しているものと推測できる。しかし、1993-94年にトーン・ダウンしてしまった。Carolyn L.Gates(1996)は、改革により1991年から1993年の間に企業（国営で、食品工業で、ホーチミン市在）の効率性は改善されたが、1993-94年には政府介入により調整プロセスを後退させたと主張しているが、この主張は本稿の計測結果と整合性を持つものであると考えられる。

以上の分析から明らかになったことは、第1に繊維産業の国営企業では制度改革を

採用したことで生産性の上昇が見られた。特に1991年から1993年の間にその現象は顕著に現れた。労働インセンティブを高める奨励給制度、経営インセンティブの向上を促す資金の自己調達制度、および純利潤の内部留保制度は、企業の生産性決定要因であることが実証された。ただし、雇用制度に関しては、非経済的な制約要因が依然強く働いているために、インセンティブ効果が表われず、企業の生産性はこの制度を採用することで何ら影響を受けるに至っていない。第2に、A/B型企业ダミーと年次ダミーの技術格差を示す代理変数を用いて、企業の反応を確認したが、両変数が生産効率の改善をもたらしたという結論を得ることはできなかった。これは、一般的にベトナムの国営企業では資金不足が深刻であり、更新投資は非常に制限されたものになっている上に、また繊維産業の川下部門においては外国からの技術波及効果もまだ期待するほど高まっていないということの意味しているものと考えられる。

#### 4 小括

自主権拡大を中心としたベトナムの国営企業の改革は、従来の政府指令で動く単なる工場から合理的な経営や生産を行う企業への改変を求めたものである。本章の目的は、こうした改革が、生産性を改善させるに至ったかどうかについて、繊維産業の中央政府直轄国営企業26社から調査収集したデータに基づいて数量的に検証することであった。

まずここでは4つの中心的な制度改革：資金の自己調達制度、純利潤内部留保制度、奨励給制度、そして短期契約雇用制度、を取り上げたが、4つの制度改革から国営企業の自主権や裁量の幅の広がりが読み取れるし、それに伴って利潤を高めたり、パフォーマンスと報酬が結びつくようなインセンティブ機構が備わってきていることが理解できた。国営企業には、市場志向の徴候が見られ、もはや収益に無関心ではいられなくなってきた。

このような制度的変化が国営企業の生産性にどのようなインパクトをもたらしたのかを検証するために、1990年から5カ年間の被調査企業のクロスセクション・データを用いて、回帰分析を行った。その計測結果として、サンプル企業の総要素生産性と奨励給制度、資金の自己調達制度、そして純利潤内部留保制度それぞれの間に正の有意な関係が認められたことから、これらの制度改革を採用したことで企業の生産効率

が改善されたことが明らかとなった。従って、当分析結果からベトナムの国営企業は、有効な制度改革を導入すれば、利潤や効率性追求の経済行動をとることのできる組織体であるという含意が得られるものと考ええる。

しかし、次のような課題も残されている。資金不足により投資の拡大や新技術の導入が進まないことである。投資環境や金融市場の未整備が原因であり、大きな不確実性にいかに適応するかが今の国営企業に問われている課題である。第6章で取り上げるが、1994年公布の首相府決定91号によりコングロマリット型の大規模企業集団“総公司”が形成されてきており、そこには内部資本市場の萌芽が見られる（注27）。外部市場に全面的に資本取引を委ねるよりも、総公司内部の資本市場を利用して資金不足や技術的な課題を克服することも、現状で考えられる選択肢の一つになるかもしれない。今後の総会社の資本を中心とした組織化プロセスに注目していきたい。

本調査は、多くの制約条件のなかで行われており、中でも企業の会計制度が不備であり、またそれぞれの企業が持つ経営概念に大きな差がある為、データの精度に留意が必要であることを断っておきたい。これらの制約条件がいくらかでも改善された段階で、本章の分析の再検討を行いたいと考えている。

## 注

(1) 小宮は、1980年前半の中国の基本的な国有工業企業である「工廠」は、その自主権の制約ゆえに通常の意味における「企業」とは言える存在ではなく、日本の1つの企業に属するいくつかの「工場」のうちの1つにおおよそ対応していると述べている。

(小宮隆太郎、1991)

(2) Chen, Wang et al. (1988)より企業改革の成果を評価する為にトランスログ型やコブダグラス型の生産関数を推計した研究が進められてきた。1995年には、これらの研究蓄積を受けて、大塚・劉・村上が企業別調査データを使用したより精緻な統計分析を進めた。(『中国のミクロ経済改革：企業と市場の数量分析』日本経済新聞社、1995)

(3) 大塚・劉・村上(1995)は、産業によってその制度的環境が異なるということ、さらには生産関数は基本的には生産における投入と産出の技術的關係を表わすものであり、できる限り均質な製品を生産する企業に限定して計測しなければバイアスが生じるとの批判に立って、産業や生産物構成の相違を考慮した分析を主張している。

(4) ハノイ市から約90キロ南東のナム・ハ省ナム・ディン市に在る中国人が創設したNha May Hieu Hop Det Nam Dinhである。仏領時代に入ってフランスにより接收されたが、1955年ベトナムが所有権を奪還して国営化した。インドシナ共産党の最初の支部組織が置かれ、党と繊維産業の深い結びつきを象徴する歴史的な工場である。

(5) 価格自由化は1987年に開始されて、1990年には価格統制品目は非常に限定されたものになってきたため(繊維製品も当然対象外)、価格構造が90年以降大きく変化したとは予想できない。従って、1989年のGDPデフレーターを用いた実質化により大きなバイアスが生じたとは考えにくい。

(6) ベトナム繊維産業の発展戦略の1つが、製品の多様化と“IZO 9000”規格による高品質化である。(B.X.Khu, “Textile— Garment Industry with Its Strategy of Generating More Employment and Promoting Export,” *Vietnam Economic Review*, 1998.3.) これは、従来のCMEA市場から西側市場への転換後、強く求められるようになった。1990年代に入って急速に、委託加工契約を結ぶ外国企業パートナーからの高品質材料の提供やベトナム企業のポリエステル混紡、合繊ファイバー、人造ニット織物等の輸入量が増えると共に、高品質化した製品の輸出も増加している。

(7) 特にエネルギー、機械、電子、科学等の技術集約的工業部門は国家独占でそのシェアを伸ばしてきた。

(8) 1977年に旧軽工業省のTong Cuc (総局) を中核として企業合同が創設された。中核企業は企業合同のメンバーである旧軽工業省直轄の全国営企業を省にかわって運営、管理、監督する主体であった。1995年にガーメント企業合同と合併してより大型化した総公司 (通称VINATEX) に改組した。

(9) MIP(1997),p.13.

(10) CESTI and TEXTIMEX(1992-1993).

(11) 付加価値額や固定資本額の実質化に際しては、本来であれば生産額や購入要素費用、また機械設備投資額や工場等建物の投資額それぞれの価格指数を用いるべきであるが、データが得られない為に、IMFデフレーターを一律に使用した。

(12) 1992年度のベトナム統計資料では、1000人未満の労働者を抱える国営企業は全体の95%、1000~3000人は4%、3000~5000人規模は合計12社、5000人以上は10社である。

(13) 資本ストックは、簿価データを使用した。本来なら、replacement cost で評価し直して資本ストックの量を計測すべきであるが、入手可能なデータ上の制約によりこれは断念せざるを得なかった。このことにより、固定資産額の増加率は過小に、総要素生産性の増加率は過大に評価されている可能性がある。

(14) 国家の温情主義的役割として、超過支出を国家が肩代わりするなどして、支出と収入の間の硬質な関係が緩められること。(コルナイ・ヤーノシュ (盛田常夫編訳) 『経済改革の可能性』岩波書店、1986)

(15) 竹内郁雄「社会主義ベトナムのシステム転換」竹内・村野編『ベトナムの市場経済化と経済開発』1996年、p.27は、95年までに「87年末時に一度は企業に返却された固定資産の減価償却費が、93年1月以来 (実際には92年以来) 国家に100%再集中されてきた. . . .」と述べている。しかし、Nguyen Vau Huy and Trau Van Nghiaにより、1987年の閣僚会議決定217号で、減価償却費は新規の大型設備投資のケースを除き、100%の内部留保が決定したが、1989年の閣僚会議決定93号により臨時的な措置として、国家補助による新規の固定投資が行われた場合には、最初の3年間は減価償却費全体の70%を国家上納、30%が内部留保となったが、平均的には50%上納、50%の留保となっていたこと、さらに、これは1994年末まで適応されていたが、1995年の

初めからは100%の内部留保に戻っていることが明らかにされた。(“Government Policies and State-Owned Enterprise Reform,” *State-Owned Enterprise Reform in VIETNAM*, 1996)

(16) 被調査企業のインタビューによる。

(17) 1970年代からすでに、首相府決議165号、同116号等により内部留保やそれに基づく生産発展やボーナス、福利のための基金の設立に関する政令的措置は存在している。

(18) 1996年政治局決議59号により、生産発展基金の割合が50%に増加し、他は10%が財務予備費、5%を失業者手当で、残りが福祉と奨励用の財源に当てられることになった。

(19) 1996年時の企業インタビュー調査において、Nguyen Vau Huy and Trau Van Nghia (1996) の内容通り、1990年代の前半は減価償却費の国家上納50%、内部留保50%と回答した企業が比較的多かった。

(20) 企業福祉(特に従業員住居、通勤、医療、教育等への補助)への政府援助は徐々に廃止されて、現在では企業が財務能力に応じて負担することが期待されている。

(Ng Chee Yuen ; Nick J. Freeman ; Frank H. Huynh, 1996)

(21) 回帰モデルの制度変数間の多重共線性については、値は無視しうるほど低いという結果が得られた。

(22)  $R^2$  が低い値にとどまっているのは、残差として計測されるAを、ここでは技術進歩としてだけでなく、未知なる要因としてアドホックな変数で説明しようとしたために、missing variableをコントロールできずに、ダミーで処理しきれないものが残ったことが原因であると考えられる。

(23) 「労働法」には、終身雇用と期限付き契約雇用の別なく、労働条件や待遇面における規程内容が定められている。ただし海上や炭坑等で働く特別労働者、及び1日、1週間、あるいはパッケージ契約のケースについてのみ、その労働時間や休憩時間は異なるだけである。

(24) 1996年6月開催8回党大会における共産党書記長ド・ムオイ政治報告によれば、「多様な労働形態の存在は認めるが、それが支配的であったり、社会を敵対的に分解させるものであってはならない。」のであり、また「国民に対する雇用の確保は、国家の最大の社会的目標であり、失業を慢性的な問題にすることを決して認めない。」

としている。

(25) ベトナムにおいても他の社会主義国同様、旧ソ連を模範に、国家建設の柱として重工業優先政策が取られ、そして旧ソ連、中国より数々の大型プロジェクトの供与を受けて産業や工場が建設されてきた。それらは川上から川下の生産部門だけでなく、労働者の生活、福祉までの関連部門の一切を内包したワンセット型のものである。計画経済での、正確な情報と価格に依拠せず、長期的で固定的関係に基づく上級行政機関との垂直的な取引交渉においては、特にこのような大企業と上級機関との間での取引量が莫大になればなる程、通常は強大な特権や権力がついてまわることになる。

(26) Nguyen Thi Thanh Ha(National Center for Social and Human Sciences Institute of Economics)へのインタビューによれば、アパレル部門の増設の理由として、伝統的大規模志向の他に、企業内における過剰労働者の職場を確保すること、二重課税負担の軽減を上げている。

(27) 秋葉まり子「総会社と内部資本市場の形成」国際問題研究所「ベトナムの政策決定過程」ベトナム研究会最終報告書、1998年。